

# 設 立 趣 旨 書

## 1 趣 旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、昼間保護者が労働等で家庭にいない小学生に放課後の安定した「遊び及び生活の場」を保障していくという大きな役割を担ってきました。

保護者たちが集まり、共働きやひとり親家庭の子どもたちのため、全ての小学校に学童保育を設置する運動をすすめてきました。指導員は、賃金や労働条件が整わない中で、保護者の期待に応えて子どもたちの豊かな放課後づくりに取り組んできました。

子どもたちは学童保育に通ってくれるから、保護者は安心して働けます。その子どもたちの成長を、指導員が見守っていてくれます。保護者は、指導員が安心して働けるよう環境整備に努めています。こうして、みんなで大切に守り育ててきたのが、私たちの学童保育なのです。

私たちは、特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会を設立することにより、これまでの学童保育運営で積み重ねてきた経験や活動の実績を活かして、ふじみ野市に生まれ育つ子どもとその保護者に「豊かな質を備えた学童保育」を提供していくことを目指します。学童保育を実践する市民団体として広くその活動を認知される存在となって、市民参加による次世代育成支援施策の充実、発展をすすめていきます。

## 2 申請に至るまでの経過

1971年に「作る会」を結成し、保護者たちの願いを行政に届ける中で、同年4月に鶴ヶ丘小学校に大井町（当時）内最初の学童保育所が設置されました。翌1972年には大井小学校、1975年には西原小学校、1977年には亀久保小学校、1978年には三角小学校に、次々と学童保育所が設置されていきました。1982年東原小学校開校時には同時に開設準備をすすめて翌年に開設、2009年東台小学校開校の際は同時に学童保育所も開設され、計画当初から子どもたちの放課後に必要不可欠な制度として組み込まれました。設置後も、必要な修繕や増築を重ねて現在に至っています。

「会」の保護者と指導員は、町（当時）の委託を受けて学童保育の安定運営に努めながら、施設整備の充実と指導員の身分保障を要求してきました。1997年の児童福祉法改正により、学童保育は「放課後児童健全育成事業」として法的に位置付けられ、事業主体が市町村であると明記されました。2003年には、埼玉県が全国に先駆けて「放課後児童クラブ運営基準」を定め、学童保育の質の向上を行政自らすすめる姿勢を打ち出し、施設整備の最低基準や、指導員が安心して働ける環境整備の指針などが示されるに至りました。学童保育は、市の次世代育成支援施策の重要な柱となりました。

保護者は、指導員との信頼関係で築いてきた「豊かな質を備えた学童保育」を次の世代の保護者たちに引き継いでいかねばなりません。指導員は、保育実践で培った経験を活かして永く勤め、子どもたちから信頼される若い指導員を育てていかねばなりません。「会」は、学童保育を卒所した子どもたちが保護者となってまた学童保育に帰って来られることを目標に、「会」を継続的かつ安定した法人としての運営体制に移行させ、今後もふじみ野市と連携しながら、更なる安定と飛躍を目指します。